

平成25年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成25年 10月21日 開会

平成25年 10月21日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第17号

平成25年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年10月4日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成25年10月21日（月）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

平成 2 5 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

平成 2 5 年 1 0 月 2 1 日（月曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 認定第 1 号 平成 2 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 2 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例
- 日程第 8 議案第 4 号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第 5 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 0 議案第 6 号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 1 議員派遣について

出席議員（１３名）

１番	坂 本	昇 君	２番	内 舘	勝 則 君
３番	畠 山	直 人 君	４番	黒 沢	一 成 君
５番	中 嶋	榮 君	６番	工 藤	小百合 君
７番	野 舘	泰 喜 君	８番	宮 森	鋭 幸 君
９番	松 本	尚 美 君	１０番	坂 本	正 君
１１番	山 崎	泰 昌 君	１２番	小松山	久 男 君
１３番	茂 市	敏 之 君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山	本	正	徳 君
副 管 理 者 宮 古 市 副 市 長	山	口	公	正 君
会 計 管 理 者	野	崎		司 君
事 務 局 長	田	崎	義	孝 君
総 務 課 長	岩	田	直	司 君
施 設 課 長	鈴	木	登 志	美 君
消 防 長	野	沢	浩	二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	及	川		誠 君
総 務 課 長	外	舘	義	博 君
宮 古 消 防 署 長	米	澤	秀	樹 君
山 田 消 防 署 長	白	鳥	定	良 君
岩 泉 消 防 署 長	小	林	一	彦 君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより平成25年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。
- 会議に入ります前に、事務局長が会計管理者を紹介いたします。
- 事務局長（田崎義孝君） 平成25年4月1日に任命しております宮古地区広域行政組合会計管理者をご紹介します。野崎司でございます。
- 会計管理者（野崎 司君） 野崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） 諸報告を行います。
- 例月現金出納検査についてでございますが、宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年度一般会計の2月、3月、4月、5月まで及び平成25年度4月、5月、6月、7月、8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。
- 以上で、諸報告を終わります。

◎議席の指定

- 議長（茂市敏之君） これより本日の会議を開きます。
- 日程第1、議席の指定を行います。
- 宮古市選出議員の中嶋榮君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により5番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、11番、山崎泰昌君、12番、小松山久男君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- 本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎認定第1号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（茂市敏之君） 日程第４、認定第１号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎会計管理者。

○会計管理者（野崎 司君） ただいま提案されました認定第１号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

お手元にお配りしております決算書をご覧いただきながら、お聞き取り願います。

平成24年度も東日本大震災の影響があり、依然として厳しい経済、社会情勢のもと、本組合構成各市町村財政も厳しさを増す中、財源のほとんどをご負担いただいております。予算執行に当たりましては経費の節減に努め、効率的、効果的な財政運営に取り組んでまいりました。

平成24年度の主な事業といたしましては、衛生費においては各施設設備の適正な維持管理のための業務委託や最終処分場軽微変更実施計画策定などを行ったほか、東日本大震災で発生した管内の災害廃棄物の適正処理を引き続き行ってまいりました。また消防費におきましては、消防救急無線デジタル化工事実施設計、岩泉消防署の増改築工事のほか、車両、機材の購入など施設設備の整備を行い、消防機能の充実を図ってまいりました。

それでは、一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げますので、決算書の２ページ、３ページをお開きいただき、下段の合計欄をご覧ください。

予算現額48億1,083万8,000円に対して調定額48億6,274万6,948円、収入済額は38億2,204万4,948円となっております。歳入の合計額は対前年比で３億7,211万1,357円、10.8%の増となっております。歳入の主なものは１款分担金及び負担金33億1,239万5,000円、対前年比で２億2,630万9,000円、7.3%の増となっております。これは構成市町村からの負担金によるもので歳入全体の86.7%を占めております。収入未済額10億4,070万2,000円は、消防施設災害復旧に係る国庫補助金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、４ページ、５ページをお開きいただき、下段の合計欄をご覧ください。

予算現額48億1,083万8,000円に対し支出済額は30億7,789万2,572円で執行率は64%となっております。なお、不用額は5,758万4,428円となっております。

支出済額の主なものは、３款衛生費で支出済額９億8,882万104円で、ごみ収集運搬委託料１億3,761万9,300円及びごみ焼却施設の燃料費等１億7,265万1,069円でございます。

４款消防費は支出済額17億3,620万2,051円で、その主なものは常備消防費の給与等15億2,778万4,128円、消防施設費の岩泉消防庁舎増改築工事等7,760万7,500円でございます。

５款災害復旧費は支出済額4,326万円で、その主なものは高規格救急自動車購入費3,318万円でございます。

6 款公債費は支出済額 2 億 1,598 万 9,438 円で、その主なものは廃棄物処理施設長期債元金償還金 1 億 4,202 万 6,466 円でございます。

歳出の経費別分類では、人件費や公債費等の義務的経費が 19 億 979 万 4,000 円で全体の 62% を占めております。対前年比で 4,409 万円、2.3% の減でございます。投資的経費につきましては 1 億 2,916 万 3,000 円で全体の 4.2% となり、対前年比で 1 億 5,439 万 8,000 円、54.4% の減となっております。なお、これらの対前年度比較の数字につきましては、実績報告書の 4 ページに記載してございます。

以上のとおり、歳入合計 38 億 2,204 万 4,948 円に対して歳出合計 30 億 7,789 万 2,572 円でしたので、歳入歳出差引残額は 7 億 4,415 万 2,376 円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源 6 億 4,137 万 9,000 円を差し引きました実質収支は 1 億 277 万 3,376 円の黒字でございます。

以上が平成 24 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

なお、決算書に附属書類といたしまして、6 ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、37 ページに実質収支に関する調書、38 ページ以降に財産に関する調書を掲載しており、なお、別冊といたしまして決算に係る主要な施策の効果に関する実績報告書及び監査委員の審査意見書をお配りしてございますので、ご参照願います。

平成 25 年 10 月 21 日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（茂市敏之君） これより認定第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入及び歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、決算書もしくは実績報告書のページ数をおっしゃってから質疑に入るようにお願いします。

質疑はございませんか。

松本議員。

○9 番（松本尚美君） 4 点ばかりお尋ねをしたいと思います。

まずは 5 款災害復旧費ですが、ページ数でいきますと 33 ページですか、決算書の 33、34 です。

5 款災害復旧費の全体的な部分なんですけど、繰越明許ということで 15 億 5,000 万円ばかりですか、繰り越しがされています。25 年度の予算の段階でどうだったのかなということで、今日ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、今日いただいた資料の中にこの繰越明許費の明細がちょっと見えないようなんですけど、私の勘違いなのかどうか、まず繰越明許費の明細があるのかどうか伺いたいです。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 前の議会を出してまして、ちょっと今日は資料を持ってこなかったんですけども、繰越明許費が予算全体では 16 億 7,536 万 1,000 円ほどでございまして、うちその補助金未収入が 10 億 4,070 万 2,000 円ほどあるということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 今日は決算の認定の提案をいただいています。その中で大きいこの繰り越し、24年度から25年度に繰り越す繰越金が確定をしている提案ですよ。そうすればやはり私はやっぱりもうこの繰越明許費の明細もしっかりわかるように添付すべきだと、そう指摘をしたいんですが、管理者はどうですか。このないままにこの認定を提案するというのはいかがかというふうに思いますけれども。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 確かに議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。しっかりと皆さんにわかるようにしたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） であれば、早速にこの明許費なるものを提出していただきたい。休憩を挟むのか、それとも、ほか譲って整い次第いただくことになりますか。

○議長（茂市敏之君） 暫時休憩します。

午後 1時15分休憩

午後 1時18分再開

○議長（茂市敏之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 大変申しわけございません。繰越明許の決算書につきまして7月の臨時議会の際に配付したところでございます。今その資料が手元でございますので、ただいま取り寄せますので、それは届き次第配付をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。

それでは、質問を変えさせていただきます。

実績報告書の30ページ、5款消防費、1項消防費、1目常備消防費の中での救急活動の状況の実績報告が載っております。ドクターヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリでの救急搬送ということの記載がされておりますが、これ実際には件数をどう見るかということですが、特にドクターヘリの運用に関連してなんですが、管内でのドクターヘリの24年度の実績という部分をまず知らせていただきたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 及川消防次長。

○消防次長兼消防課長（及川 誠君） ドクターヘリの管内の運航状況ですけれども、24年度は50件で搬送人員が40人となります。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 24年度は50件で40人の傷病者の搬送ということの今説明をいただきました。このドクターヘリの運用については、県においても課題を抽出しながら今後どう対応していくかということを議論されているようですが、実際運航しているのは県が主体だとは思いますが、連携してドクターヘリを運用する際にこの宮古地域において、広域を含めてなんですが、こういった課題があるというふうに今捉え

ておりますでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ドクターヘリの運航の課題ということでございますけれども、ドクターヘリを要請する場合に、まず現場の救急隊員からの要請でドクターヘリを要請します。その中で天候とかそういう部分もございまして、盛岡のほうから飛んでこられないとかそういった部分があります。ヘリが到着をして病院の収容まではフライトドクターが選定をしますのです、その辺は問題ないですけれども、来られるか来られないか、その天候により、そういう部分の問題がございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。課題とすれば今消防長から天候に左右されるということの指摘がございましたが、実際24年度この天候によって要請をしたけれども、飛来できなかったというケースはございますか。

○議長（茂市敏之君） 米澤宮古消防署長。

○宮古消防署長（米澤秀樹君） 宮古の部分でございまして、天候不良により、ヘリが飛来できなかったのが数件、24年の9月と、あとは12月、あと1月、3件ほどあります。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。そのときの対応なんですけれども、当然救急車によつての搬送というふうに切り替わるということになると思うんですね。その判断をする、天候不順で飛べないよ、要請をしたけれども飛べないよ、そしてそのタイムラグがどの程度あるのか。そのことを切り替わって陸送することの判断をする、そのタイムラグがどれぐらい生じているもの、即座にその判断をして救急車による搬送に切り替えるということになりますか。

○議長（茂市敏之君） 米澤宮古消防署長。

○宮古消防署長（米澤秀樹君） ドクターヘリ要請と同時に救急隊員のほうも出動しております。ですから、その部分で同時の出動とはなっております。

以上です。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。天候不順といいますか、天候によって、また夜間等の時間帯によつても、その要請してはいけないというわけじゃないとは思いますが、そういったことが出る可能性というのは当然ありますよね。ルール上、ちょっと1点だけまずここで確認をしたいんですが、この時間帯によって要請をしてはいけないというか、要請できないという時間帯は決まっておりますか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ドクターヘリの運航時間は8時半から17時まででございます。ただ、時期的なものもございまして、冬期間日没が早ければ、その日没の時点でフライトはしないということになります。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。

あと、この課題の一つとして私が個人的な感想なのかもしれませんが、いわゆるランデブーポイントですね。県立病院、宮古病院の近くですとヘリポートが整備されていますので、そこに拠点というのはわかるんですけども、特に国道106号も45号を含めて幹線道路での交通事故に対応する部分もあるとは思いますが、特にこの106号線上でのランデブーポイントというのが限りなく限定されると思うんですね。そのランデブーポイントでの課題というものはやはりあると思う、私は思うんですが、消防長の課題としてはお話にならなかったんですが、問題はないということでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ヘリのランデブーポイントは現在77カ所ありますけれども、最終的に着陸をするというのはドクターヘリの機長の判断でございます。県内においてもランデブーポイント以外に着陸をして傷病者の手当てをしているという例もございます。ですから、ランデブーポイントは決まっていますが、そのときの状況によって、機長の判断で着陸可能という運用の仕方をしております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 私は課題としてあるという認識を個人的な部分でお話ししましたが、けれども、今、消防長がおっしゃられたようにヘリのパイロットの判断で要請はしても、決まっていますが、そこに降りられるかどうかというのは判断するのは機長だということですよ。そういったことからこのミスマッチがありやしないかという部分でのランデブーポイントでの課題はないかということです。

ですから、機長の判断で例えば風向きとか、あとはもちろん離陸するときはよかったんでしょうけれども、天候の急変とか、あとは場合によっては電線であるとか、さまざまな障害要因があると思うんですけども、そこで上空から判断して降りられない、それを地上の救急隊員に連絡をする、また本部を経由で連絡をする、またランデブーポイントを変えるというケースも当然私はあると思うんですよ。ですから、そういった意味で限りなくランデブーポイントをしっかりチェックしながら、もちろん今77カ所というお話がありましたけれども、限りなく飛来というか、着陸ができる状況にあるのかどうかというチェック、そこはされていますか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） ランデブーポイントについてはチェックをして確認をしております。

以上でございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。先ほど時間帯の話が出ました。それで、季節によって日没が早い、もちろん日の出も問題があると思うんですけども、基本的には日の出もさることながら、夕方は当然ヘリは有視界飛行でありますから、暗くなると飛行が難しいということは当然そのとおりだと思います。ただ、夏場であるとか、そういったときにこのぎりぎりの時間帯、これが非常に判断を迷うときだろうと思うんですね。飛来するのに10分、15分ぐらいでしょうか。平均的に15分ぐらいかかる、20分ぐらいかか

るというの言われていますが、その間にパイロットなりドクターヘリを運用するキー局といえますか、基地局といえますか、そこに要請をして飛ぶか飛ばないかの判断をすると、どうしても判断の違いが出てくるのかなというふうに思われるんですけども、ある程度時間で決めておけば、これははっきりするわけですけども、感覚的な問題もあるんですね。あとは飛来をして、また北上山地を越えるという時間、往復の時間を考えるとどうなのかというところが非常に微妙なところも私は出てくるのではないかなというふうに思われるんですが、そういったトラブルといえますか、そういったことは24年度に関してはなかったということの理解でよろしいでしょうか。今後も私はあり得る話だというふうに思うんですけども、県と運用者ですか、主体者との話し合いという部分を私は課題の一つではないかなというふうに認識しているんですが、その点も含めていかがでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） トラブルに関しては今までのところはございませんけれども、議員おっしゃるとおり、そういう懸念はあります。ただ、あくまでもフライトに関しては運用主体である岩手医大のほうで判断をしますので、それで例えばフライトできないということであれば、次の搬送手段、いわゆる救急車になりますけれども、それで陸送するというふうな格好で運用をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。

あと、この点については1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

フライトする判断は、今消防長がお話になりましたので、わかりましたけれども、今度その傷病者をどこに搬送するかという判断ですね。救急要請があつて入電して宮古消防なり管内のそれぞれの消防署から救急車が出動するわけですけども、その位置によって、以前は区界が一つの分岐点で、区界から東は宮古病院、そして西側については盛岡地域ということの判断もあつて、その不都合もあつて中間地点といえますか、川内あたりを一つの分岐点ということで判断をしていくという考え方も示されたと思うんですけども、このドクターヘリについてのどこにどう判断するかという部分はあくまでもドクターヘリに乗務をするドクターの判断ということで理解してよろしいですか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議員のおっしゃるとおりでございます。搬送先はヘリで搬送するか、それから救急車で搬送するかも含めまして、フライトドクターの判断で行うこととなっております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。運用に問題というか、課題も多々あると思いますので、実際の運用、これから県においても、また岩手医大の話も出ましたけれども、運用主体そういった関係者の方々がいろいろ課題、また広域連携で持っているのもあると思いますが、当面受け身というか、受ける側ですね。点検する側の一方の広域の消防の皆さんの対応のほう何かあればやはり早目に協議をしながら、実際の運用に支障がないようにしていただければというふうに思います。

次に、12ページになりますが、12、13ページの12ページの分です。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目のごみ焼却施設費の中で24年度の施設の業務委託状況というのが一覧表が出てございます。それぞれ委託先が記されて、また業務名も示されておりますが、その中で上段から3段目の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託という事業名が出てございます。195万9,300円、八千代エンジニアリング株式会社東北支店ということが示されておりますが、これは成果品はもう当然24年度の事業ですから、あると思うんですけども、私も含めてなんですが、この内容についての説明はいただいておりますか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ご質問がございました件につきまして答弁いたします。

これにつきましては24年度に策定いたしまして、前回の全協での説明をさせていただいております。この循環型社会形成推進計画策定業務と申しますのは、その前段の一般廃棄物処理基本計画というのがございます。これは10年をスパンとした計画でございますが、その中で施設整備等を計画しているものでございますが、この施設整備の部分で国庫補助を適用するということで、この計画を策定して国のほうに承認というか、申請を出して補助の決定を受けるものでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9 番（松本尚美君） わかりました。説明をいただいているということでありますので、すいません、私が記憶にとどめていないということで申しわけございません。

これに直接関連するかどうかというのはちょっと判断、恐らく関連しないと思うんですけども、ちょっとくつつけての話になるかもしれませんが、いわゆる循環型ですから一般廃棄物のサイクルというか、そういったものに関する部分、また施設整備に関する分も計画がないと補助を受けられないということから、こういった計画になっているんだろうというふうに思いますが、加えてこのごみ焼却施設そのものを省エネルギーといいますか、再生可能エネルギーも含めた取り組みという部分をこのごみに限ったことでは当然ないと思うんですけども、全体的にそういった事業計画といいますか、策定するという部分も私は必要かなと。また、策定した上で順次可能なものは実施していく、また国の制度に乗ったものであれば補助を受けながら助成を受けながら実施していくということも必要だろうというふうに思いますが、そういった対応というのは24年度は当然していないと思うんですけども、今後の部分で大変恐縮ではございますが、今のご見解はいかがでしょうか。これは管理者に伺いたいと思います。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これからの行政組合整備につきましては、この循環型地域計画を始めまして、今一般廃棄物処理施設の基本構想というのを取りまとめております。これから今稼働しておりますごみ焼却施設、し尿処理施設はもう18年を経過してございまして、次の新しい施設の更新時期を迎えております。その時期につきましては、今の計画の中では平成27年、28年のごみ処理施設、平成28年、29年をし尿処理施設の整備ということで基幹改良ということで、今までの従来のような施設整備に考え方ですと、老朽化した施設に代わって新しい施設をつくるというのが今までの施設整備の内容だった

んですが、今は今動いている施設を整備しながら、それを長く持たせようという手法に変わってきております。また、それに伴う国の補助もできているところがございますので、そういった部分を活用しながら現在の施設の基幹改良を行いながら、また15年20年という施設の維持管理に当たっていきいたいというふうに考えております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 今、鈴木課長のほうから説明いただきましたが、ちょっとポイントが、すいません、私の質問が悪かったかなというふうに思いますが、私の提案も含めた今お話しさせていただいたのはやっぱりエネルギーという部分ですね。省エネルギー含めて、また再生可能エネルギーの導入という部分のポイントで提案も含めて、今時点のお考えを伺ったんですが、それで管理者のほうがいいのではないかということだったんですが。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 松本議員の言わんとしていることは、私は理解をしているつもりであります。やはりただ、要するにごみを燃焼するだけじゃなくて、それを使って例えば再生可能エネルギーの方向とか、さまざまなその物がそれが一つの循環型になるのではないかというふうなことで、そういうことも含めてこれからやっぱり検討していかなきゃならないというふうに思っております。そのように考えて少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 期待をされるといいますか、即といえますか、今日からというわけではないんですけども、これは一日も早くその方向性を見ながら、しっかり据えながら早く必要な計画であれば策定をしていくというスキームをぜひ進めていただきたいと、このように思います。

それから、同じこの節の業務委託状況、このごみ焼却炉に限ったことでは当然ないんですけども、これ何回も提案も含めて申し上げている件です。地元でできるものは可能な限りもう地元でやっていくということが私は原点というか、原則だなというふうに思っております。これは一般廃棄物でありますから、これは行政、自治体が市民に対するサービスという部分で責任を持ってやらなければならない事業なわけでありますけれども、一方でこのコミュニティービジネスという観点から見ますと、外にお金が委託料という形で流失していくのを限りなく防ぐ、限りなく少なく、ゼロにはならないと思いますが、少なくしていくということも私は一方で考えていかなければならないと、そのように思っています。

ですから、どの業務が今後限りなく地元で展開ができるのかどうかということも、私は真剣に今の段階から早い段階で私は検討を始めるべき、また全て一斉にというわけにはいかないにしても優先順位をつけて、また場合によっては地元で事業体がなかなか難しいということであれば、一定期間の養成という部分も、こういった資格が必要、またこういったノウハウが必要だということも示しながら準備期間を設けた中で進めていくということも必要だろうというふうに思います。単なる単純に実績だけを問いますと、これはゼロと100ですから、これは競争にならないわけでありますから、そこを考慮し

ながら進めていくべきというふうに思います。これはトータルのなちよっと話なんで、これも管理者にぜひお答えをいただきたい。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） その件に関しましては、前の議会でも松本議員のほうからご指摘いただき、そしてご提言をいただいたところであります。今現在どの部分であれば地元でできて、地元でできない部分がどの辺があるのかを事務局のほうに今検討させている、調べさせているところでありますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

内館議員。

○2番（内館勝則君） 2番、内館勝則でございます。

本日は決算審査でございますので、決算に関しまして実績書の1ページでございますが、一般会計決算状況の総計を見ますと、23年度と24年度の執行率で著しく差異があるわけでございます。23年度は歳入で101%、歳出で97.7%に対して、24年度は歳入で79.4%、歳出で64%と著しく落ちておるわけであります。これについては予想される要因というものも見当はつきますけれども、改めてこの著しく差異がある要因についてお尋ねをします。

○議長（茂市敏之君） 答弁の前に資料が届きましたので、暫時休憩いたします。

午後 1時43分休憩

午後 1時44分再開

○議長（茂市敏之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、今の内館議員に対する答弁をお願いします。

岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 24年度につきましては、岩泉庁舎の工事が繰り越しになったことと、あと消防デジタル無線工事も繰り越しになったことにより、執行率が落ちているという状況でございます。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） そうしますと、執行率が落ちているのは全て繰越金の関係で落ちているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） そのとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） 2ページの収入未済額の10億4,070万2,000円、収入率2.1%の内訳についてお尋ねいたします。国庫の予算がそのまま未済額になっているその内訳について。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） これは全てこの10億4,070万2,000円というのは、デジタル化無線の国庫補助金でございます。入ってきたのは放射能汚染等の関係で入ってきている

のが、歳入で最初のほうをご覧いただければわかるのですけれども、歳入で最初の 8 ページ、国庫補助金のうちの 35 万 9,100 円というのがモニタリング事業で入ってきていますし、それと、津波被災車両の代替として宮古消防署の高規格救急自動車の購入に係る分として 2,212 万円が入ってきており、この部分が 2.1%でございます。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2 番（内館勝則君） わかりました。

1 款の議会費、1 項議会費、2 の調査の状況ということで実績報告書に示しておるわけでございます。昨年度行政視察を実施いたしました。全議員が 13 人いる中で 6 名ということで過半数に満たなかった状況があるわけでありましてけれども、この部分に関してはいろいろと各自治体のいろいろな事業の関係、それが十分事務局サイドで調整が図られていなかったのかなということで大変非常に残念に思ったわけでございます。これは住民に対してきちっとやはり説明する上で、この半分も参加しないこの行政視察というものを実施する必要があるのかどうかというようなことも問われかねない。今そういう状況で議会運営委員会としてもやはり取り上げるべきではないかなという、そういう話題にもなったこの事業でございます。

そういった意味でやはり今後はやはりできるだけ特別の事情のあった場合はともかくでございますけれども、日程調整をいたしまして年に 1 回の重要な行政視察であるわけですので、その辺は十分考慮してやっていただきたいということで、これは要望でございますし、また、私はこの行政視察そのもの、これは議会費の中に総務管理費の中に広聴広報というのはこの広域行政組合の中にはありませんけれども、これはそれぞれの自治体で広域行政組合の議会の審議状況を広報等でお知らせしているという部分はわかるわけでございますけれども、やはり改めてきちっとこの構成市町村の住民に対して何らかの形で知らしめるというようなことがやはり必要ではないかというようなことを考えるわけでございますけれども、そういう考え方があるのかなのか、あるいはホームページのほうをリンクしてできるだけ、その広聴広報という役割を広域行政組合として住民に知らしめる、そういう考え方でやっているとか、いろんな考え方あるかと思えますけれども、その考え方についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 広域行政組合の内容につきましては、ただいまご指摘あったとおりホームページでいろいろ公開をしているところでございます。ホームページ以外にも何らかの手段で構成市町村の広報等を活用しながらという部分もあろうかと思えますので、その部分については検討していきたいというふうに思います。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2 番（内館勝則君） ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思います。特にもこの震災以降、この広域行政組合の構成市町村との連携、いろんな部分が非常に注目され、また、その成果も上がっているわけでございますので、その部分を住民に対してやはりきちっと知らしめるということは私は大事だなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

実績書の 9 ページ、職員数の状況が示されておるわけでございますが、特にこの震災

以降マンパワー不足が叫ばれておるわけでございます。24年度の対比で25年4月1日現在の総数は198人で9人少ないわけであります。事務局が3人減、消防が6人減というふうになっておるわけでございます。その分一人一人に業務の負担がかかっているのではないかなというふうに思うわけでありますけれども、今後この水準を26年度にもこういった水準でいくのか、24年度の水準に戻していくのか、できればその定員というものについて、今現在その定員がどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 事務局のほうについては私のほうから述べたいと思います。

行政組合では定員適正化計画を持っています、現在20名ということで定員ということで定めておりますが、それを下回っているという状況になっておりますけれども、これは目標年次28年度には今の人員とほぼ全く同じ人数になりますので、その間でいえば事務局に関していえば適正な人員配置になっているということであります。ただし、この今減っている分については宮古市から派遣していただいている職員が従来より1名減になっておりますけれども、この部分については今後とも宮古市のほうにお願いはしていきたいなというふうに思っているところです。

消防については、消防本部のほうでお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 消防本部の人員でございますけれども、平成30年度まで191名を下回らないことで採用計画を立てております。しかしながら、退職勧奨等で早期に退職する職員も出ておるのも事実でございます。平成30年度までは仮に例えば退職者が1名であっても6名、10名であっても6名というように一定の採用で計画を立てましたけれども、退職勧奨者の関係でその年によっては採用する場合に何名か上乘せをして、そして採用しているような状況でございます。消防としましては191名、それを平成30年度まではそれでいくというふうなことで実施しております。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） 理解をいたしました。この後、定年退職者の活用の関係も議案に用意されているようですので、この辺でこの部分に関しては終わりたいと思います。

最後でございますけれども、10ページの3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、この表を見ますと収集単価1トン当たり構成市町村、大きな隔たりといえますか、差異があるわけでございますが、これをどう分析していいのかという部分でこれについて当局のほうではこの差異についてどのような分析をしているのか、お伺いをしたいというふうに思います。ちなみに、この表を見ますと前年比で宮古市はトン当たり2,415円の増でありますし、田野畑村さんはトン当たり1,130円の減となっております。この辺をちょっとご説明をいただければと思います。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 行政組合の規約上、市町村の収集運搬につきましては組合のほうで入札から契約まで事務を行っているわけなのですけれども、予算を組み立てる段階で、これそれぞれの町村さんに収集回数、あと収集等の条件が違ってまいりますので、こちらのほうからそれぞれの町村さんをお願いして設計、予算を出していただいて

おります。ですので、それぞれの町村の収集条件等にあった単価というふうに考えてございます。この前年度の比較の部分でこのようにマイナス、三角になっている部分ございます。これ、いわゆる収集量が増えたという、逆に言いますと、単価はそのままなんです、収集量が増えたことでこの分下がっていったということになります。

○議長（茂市敏之君） 内館議員。

○2番（内館勝則君） 町村ごとにそれぞれ業者さんがいるのでということで、それぞれ条件が違うというようなことなわけですが、その部分はちょっと納得しない部分もあるんですが、これ広域行政組合としてやっている事業でありますので、その部分での改善の余地があるのではないかなという部分があったもんですから、質問をいたしました。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 1点お伺いしますが、決算書の34ページでございます。

消防救急無線デジタル化関係でございますが、これはもう3月の予算編成のときに説明があったかと思うんですが、確認の意味でお伺いしますけれども、基本設計で1,170万円お取りになられる。そしてまた、施設整備で実施設計のほうでは3,000万何がしをお取りになられて、そして、その繰越明許として2,100万円となられると。なおかつ、工事費はそっくり1億5,000万円翌年度繰越になっているというのは、この一連の事業だからというのが1つの確認でございます。そのことによって、当初こういうつもり、こういう構想の中で基本設計をなされたと、そして、その基本設計も予定どおり、描いたとおり成果品が出たので、実施設計のほうに向かわれたのかどうか。そして、向かわれたんだが、残念ながらその3,000万円のうちの3分の1しか実施設計として実施できなかったというのはちょっと理解が難しいもんですから、その部分質問をしたいという、まず1点目そういうお話です。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） デジタル化についてですけれども、当初震災前にデジタル化の計画がございまして、それでその基本設計については単独消防本部でやるよりも岩手県の消防でまとめてやったほうが安価であろうということで、県のほうで取りまとめまして、負担金で実施しております。その基本設計を行っているときに震災がありまして、それで震災でその無線施設が破壊されたところもありまして、それで災害復旧補助金を活用できるということがわかりました。その基本設計は県全体でやっていたので、それは負担金で支出しております。当組合で実際に事業するのは実施設計、それから工事、工事監理になりますけれども、その分で国の補助金を申請をしまして、現在に至るところでございます。補助金の場合ですと、単年度事業なので、どうしてもその期間的に設計から工事からでは無理だということで昨年議会のほうにもお示しをしてご了承をいただいて繰越明許でやっているという状況でございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） そうしたときにこの宮古広域の場合は結構山間部とかデジタルに

なったとはいえ、防災システムが届くのかどうかというのは懸念されるんですが、今回そういうふうなことにこの災害復旧まで含めた場合に、これらが解消されるというふうな見込みで実施設計も含めた形で進められているのかというのが1つでございます。

もう一つが非常備、結局消防ですから常備だけがどんどんどんどんよくなっても関連する各自治体で持っている非常備消防までも統一して今回整備されるというふうなことでの計画なのかどうか、この点をお願いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 無線のエリアの問題でございますけれども、デジタルと、それからアナログの違いは、デジタルはちょっとアナログよりも届きにくいといえますか、そういう面がございます。あくまでも災害復旧補助なので、今現在使用しているアナログの範囲を復旧させるという目的でやっております。実際に使ってみてデジタルの部分がアナログの部分を上回るというようなことは聞いておるに、ないだろうと。若干狭まるんじゃないかなというような話は聞いております。ただ、実際に国のほうで、もうデジタル化をやるということで示していますので、これは事業を進めていかなければならないということで、今回の事業はそういうことでやっているということでございます。

あとは消防団の関係ですけれども、当初消防団、宮古市以外は消防本部の周波数、同じ周波数を使っておりました。当初、国のほうでも消防団の無線についても災害復旧で見ますよと、車両も被災しているということで。そうしているうちに、被災した車両だけという国のほうからの話で、いや、それじゃちょっとアナログでは使えなくなるんじゃないかということで、私どものほうで市町村の負担を少なくする可能性を追求して、私たちのほうで整備をして消防団のほうにお貸しをするというようなことで国に伺って、国でオーケーということで消防団の分についてはそういうことで整備をしております。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 確認します。今回はどうしても被災を受けたところのその復旧にとどまると。ですが、その電波が届かないところのエリアが少し狭まるかもしれないというふうなことになる場合に、今でさえ万全でないシステムの中ですので、これを少し増強するというか、特にこの人口が減少していく地域になりますと、1世帯1世帯がとても大事な連絡施設になると思うんですが、そういうふうなところでそれらも見据えて、これはこれで一旦整備しながら引き続きこのそういう計画もあるのかどうかというのはいかがでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 計画としてはございません。今の整備で完結ということに考えております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

平成 2 4 年度宮古地区広域行政組合
一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		3,312,395,000 ^円
	1 負担金	3,312,395,000
2 使用料及び手数料		50,514,000
	1 手数料	50,514,000
3 国庫支出金		1,062,823,000
	1 国庫補助金	1,062,823,000
4 県支出金		171,156,000
	1 県負担金	17,385,000
	2 県補助金	512,000
	3 委託金	153,259,000
5 財産収入		65,233,000
	1 財産運用収入	475,000
	2 財産売払収入	64,758,000
6 繰越金		113,497,000
	1 繰越金	113,497,000
7 諸収入		35,219,000
	1 組合預金利子	50,000
	2 雑入	35,169,000
8 組合債		1,000
	1 組合債	1,000
歳 入 合 計		4,810,838,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円	円	円	円	円
3,312,395,000	3,312,395,000			
3,312,395,000	3,312,395,000			
53,696,061	53,696,061			3,182,061
53,696,061	53,696,061			3,182,061
1,063,181,100	22,479,100		1,040,702,000	△1,040,343,900
1,063,181,100	22,479,100		1,040,702,000	△1,040,343,900
202,568,916	202,568,916			31,412,916
16,946,118	16,946,118			△438,882
510,000	510,000			△2,000
185,112,798	185,112,798			31,853,798
67,324,338	67,324,338			2,091,338
475,390	475,390			390
66,848,948	66,848,948			2,090,948
113,497,315	113,497,315			315
113,497,315	113,497,315			315
50,084,218	50,084,218			14,865,218
124,158	124,158			74,158
49,960,060	49,960,060			14,791,060
				△1,000
				△1,000
4,862,746,948	3,822,044,948		1,040,702,000	△988,793,052

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

744,152,376円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,749,000	円 1,262,556	円	円 486,444	円 486,444
1,749,000	1,262,556		486,444	486,444
95,195,000	92,358,423		2,836,577	2,836,577
94,802,000	92,054,703		2,747,297	2,747,297
393,000	303,720		89,280	89,280
1,025,603,000	988,820,104		36,782,896	36,782,896
9,000	8,461		539	539
1,025,594,000	988,811,643		36,782,357	36,782,357
1,875,900,000	1,736,202,051	124,387,000	15,310,949	139,697,949
1,875,900,000	1,736,202,051	124,387,000	15,310,949	139,697,949
1,594,235,000	43,260,000	1,550,974,000	1,000	1,550,975,000
1,000			1,000	1,000
1,594,234,000	43,260,000	1,550,974,000		1,550,974,000
216,156,000	215,989,438		166,562	166,562
216,156,000	215,989,438		166,562	166,562
2,000,000			2,000,000	2,000,000
2,000,000			2,000,000	2,000,000
4,810,838,000	3,077,892,572	1,675,361,000	57,584,428	1,732,945,428

平成25年10月21日 提出

宮古地区広域行政組合 管理者 宮古市長 山本正徳

◎議案第 1 号 平成 25 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（茂市敏之君） 日程第 5、議案第 1 号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第 1 号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の内容についてご説明いたします。

議案集の 1－1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,162 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 1,905 万円とするものです。

第 2 条は、地方債の補正で 1－3 ページ、第 2 表地方債補正のとおり、消防施設整備事業債を減額するものでございます。

平成25年10月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は主に 4 点の理由によるものでございます。

1 点目は、燃料費の高騰及び電気料金の値上げにより、需用費に不足を生じることからこれを増額するものです。

2 点目は、農林業系副産物処理事業において、事業進捗のため臨時職員 1 名を追加で雇用するほか、実績により所要の経費を補正するものです。

3 点目は、宮古消防署庁舎の屋根防水改修工事費に不足を生じる見込みであることから増額するものです。

4 点目は、平成24年度繰越金の確定による負担金への充当など所要の歳入を補正するものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、1－8、1－9 ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、1 節報酬 4,000 円は議員の異動があったことから不足額を増額するものです。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費、11 節需用費 1,077 万 8,000 円は、実績見込みにより燃料費、光熱水費を増額するものです。

3 目埋立処分地施設費は財源補正で県の不燃系災害廃棄物の受入量を増量することから、これに伴う災害ごみ処理委託金を充当するものです。

4 目し尿処理施設費、11 節需用費 603 万 4,000 円は、実績見込みにより光熱水費を増額するものです。

5 目汚泥混焼施設費、11 節需用費 160 万 1,000 円は、実績見込みにより燃料費、光熱水費を増額するものです。

8 目農林業系副産物処理事業費、4 節共済費、7 節賃金並びに 13 節委託料のうち職員健康診断委託料までの合計 148 万 9,000 円は臨時職員 1 名を雇用することから所要の経費を増額するものです。

13 節委託料のうち脱臭用活性炭入替業務委託料 261 万 4,000 円及び脱臭用活性炭分析業

務委託料16万8,000円は、前処理用テントに脱臭対策として設置している活性炭の入替業務等を委託するため増額するものです。

14節使用料及び賃借料1,707万6,000円の減額は、ユニットハウス、前処理用テント、牧草用運搬車の借上料が確定したことから執行残を減額するものです。

18節備品購入費268万8,000円の減額は、放射性物質濃度測定装置購入費が確定したことによるものです。

ただいまご説明いたしました農林業系副産物処理事業費の補正により、特定財源の放射線汚染廃棄物処理加速化事業費補助金403万8,000円を減額いたします。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費は宮古消防署庁舎の屋根防水改修工事請負費に870万円を増額するほか、財源補正で地方債2,710万円を減額し、一般財源に振り替えるものです。この財源補正は当初山田消防署に配置する高規格救急自動車の財源として消防施設整備事業債を見込んでおりましたが、山田町がより有利な起債を措置することで協議が整ったことから補正するものです。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5ページをお開きください。

歳出で説明いたしました特定財源については説明を省略いたします。

1款分担金及び負担金については後ほどご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、2節ごみ処理445万2,000円及び3節し尿処理306万8,000円の増額につきましては、実績見込みによるものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、2節放射性物質対策403万8,000円の減額及び4款県支出金、3項委託金、1目衛生費委託金、1節災害ごみ処理2,126万9,000円の増額は歳出でご説明いたしましたので、省略いたします。

5款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節土地売払42万6,000円及び2節立木売払50万8,000円の合計93万4,000円は、宮古盛岡横断道路関連用地等の売払収入です。

1－6、1－7ページをお開きください。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金1億277万2,000円は、前年度繰越金が確定したことから計上するものです。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入2,612万9,000円は、実績見込みにより資源物売却代金を増額するものです。

8款組合債、1項組合債、2目組合債、1節消防施設2,710万円の減額は、歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

1－4、1－5ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金、1節総務606万4,000円の減額、2節衛生1億3,371万3,000円の減額、3節消防2,391万5,000円の増額は、ただいまご説明いたしました歳入歳出の調整の上、所要額をそれぞれ補正するもので構成市町村ごとの内訳は記載のとおりでございます。

1－10ページに給与費明細書、1－11ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上が議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の

内容でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 1－8、1－9ページです。4款消防費、1項消防費、2目消防施設費で、この宮古消防署の庁舎の増額についてではなくて、この一般財源が3,580万円、そして地方債は2,710万円の減額という部分です。すいません、ちょっと理解ができなかったので、改めて伺いたいと思いますが、この山田消防署にかかわる事業の地方債の減額という説明だったんですが、それにその中身、内容といいますか、有利な起債の目処がついた、目処とは言わなかったのですが、山田町さんで有利な起債という表現なんです、これもうちょっと詳しく具体的にどういうことなのか説明いただきたいです。

○議長（茂市敏之君） 岩田総務課長。

○総務課長（岩田直司君） 年度当初は山田町では組合で起こす借入れの起債を充てて、山田町でその分を負担金で当組合に払うということだったんですが、山田町で過疎債のほうが有利だということで組合で借りる起債をやめて、自分たちで自前で過疎債を借りて、その費用を賄うということになりましたので、この組合債の2,710万円については減額になりましたので、地方債のほうがそのとおり減額となったということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） なるほど。山田町さんで行政組合で起債をするよりは過疎債のほうが有利だと、自前で借金をして借りて負担金で出すよということのようですが。ルール上は別に問題ないとは思いますが、こういったことが当初予算の中で、案を提案する中で年度途中で変わることが悪いとは言っていないんですが、余り好ましくないな。なぜ当初予算の段階で過疎債の活用を、逆にそれぞれの構成市町村がしっかりと研究した中で、私はやっぱり対応すべきだったのかなという思いが今説明を聞いてさらに思うんですけれども、いずれそれぞれどういう起債であれ、それぞれ施設整備に関する分はそれぞれの負担金の後年度発生してくるということですから、理解はいたしました。あんまり好ましくないなという思いなんです、感想を述べて終わります。

○議長（茂市敏之君） 答弁はいいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,624千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,219,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年10月21日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,827,614	△115,862	2,711,752
	1 負担金	2,827,614	△115,862	2,711,752
2 使用料及び手数料		44,537	7,520	52,057
	1 手数料	44,059	7,520	51,579
3 国庫支出金		38,536	△4,038	34,498
	1 国庫補助金	38,536	△4,038	34,498
4 県支出金		220,473	21,269	241,742
	3 委託金	203,100	21,269	224,369
5 財産収入		6,095	934	7,029
	2 財産売払収入	5,735	934	6,669
6 繰越金		1	102,772	102,773
	1 繰越金	1	102,772	102,773
7 諸収入		6,770	26,129	32,899
	2 雑入	6,720	26,129	32,849
8 組合債		63,400	△27,100	36,300
	1 組合債	63,400	△27,100	36,300
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳 入 合 計 **		3,207,426	11,624	3,219,050

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1,744	4	1,748
	1 議会費	1,744	4	1,748
3 衛生費		1,148,818	2,920	1,151,738
	2 清掃費	1,148,809	2,920	1,151,729
4 消防費		1,764,367	8,700	1,773,067
	1 消防費	1,764,367	8,700	1,773,067
補正されなかった款項にかかる額		292,497		292,497
** 歳 出 合 計 **		3,207,426	11,624	3,219,050

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 額	補 正 後			
消防施設整備事業	59,200	△27,100	32,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0% 以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合には、その 債権者と協定するところ による。
補正されな かった地方 債の額	4,200		4,200			ただし、組合財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借り 換えることができる。
計	63,400	△27,100	36,300			

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第６、議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正の要旨でございますが、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、火災予防条例の例が改正されたことから、宮古地区広域行政組合火災予防条例について、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、建築基準法施行令の改正により、第２９条の３第１項第２号中、「第１３条の３第１号」を「第１３条第１号」に改め、また消防法施行令第３７条の検定対象機械器具等から消防用ホース、結合金具、漏電火災警報器が除外されたことに伴い、第２９条の４第４項中、「第３７条第７号から第７号の３まで」を「第３７条第４号から第６号まで」に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成２６年４月１日といたします。

以上、議案の朗読は省略させていただきます。

平成２５年１０月２１日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。これが条例案を提出する理由であります。

よろしくご審議をお願いをいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第３号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第７、議案第３号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関

する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の３－１ページをお開き願います。

議案第３号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の内容についてご説明いたします。

本条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項、第２項及び第３項並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第６条の規定に基づき、定年退職する職員等の再任用に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。

第１条は、本条例の制定の趣旨を定めたものでございます。

第２条は、再任用の対象となる定年退職者に準ずる者として、25年以上勤続して退職した者であって、退職後５年を経過する日までの間にある者と規定するものでございます。

第３条は、任期の更新について必要な事項を定めるものでございます。

第４条は、再任用の最終的な任期の末日を65年に達した日以後における最初の３月31日以前とするものでございます。

附則として、本条例は平成26年４月１日から施行するほか、特定警察等である職員の任期の末日における年齢について特例を定めるものでございます。

以上が議案第３号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年10月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、職員の再任用に関し必要な事項を定めようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第３号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例は原案どおり

可決されました。

◎議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第８、議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案集の４－１ページをお開き願います。

議案第４号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

本条例案は、ただいまご説明いたしました宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の制定に伴い、関連する宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について、所要の整備を行うものです。

再任用に関する条例の制定に伴う字句や引用条項の整理、条項等の繰り上げ、繰り下げなどの説明は省略し、主な改正の内容についてご説明いたします。

第１条は、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年宮古地区広域消防等組合条例第16号）の一部を改正するものです。

第５条第10項は、再任用職員の給料月額はその者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の職務の級に応じた額と規定するものです。

第５条の２第２項は、再任用短時間勤務職員の給料月額は、常勤の再任用職員に適用される給料月額に、その者の勤務時間を常勤職員の勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とすることを規定するものです。

４－２、４－３ページをお開きください。

第７条の２は、管理者が職員の給与から控除できる掛金等のうち、第３号の国民年金被保険者の支払う保険料を削除し、各号を繰り上げるものです。

４－３ページの改正は、字句等の整理を行うものでございます。

４－４、４－５ページをお開きください。

第13条第２項は、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当における割り増し率を規定し、字句を整理したものでございます。

第16条は、時間外勤務手当の算出に当たり考慮すべき手当である調整手当が既に廃止されていることから、当該字句を削除するものです。

４－６、４－７ページをお開きください。

第18条第３項は、再任用職員の期末手当の額を算出する際の期末手当基礎額に乗ずる割合を規定するものです。

第19条第２項第１号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の総額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合を規定するものです。

第2号は、再任用職員に支給する勤勉手当の総額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合を規定するものです。

改正前の第20条第4項は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の規定については管理職手当の支給を受ける職員には適用しない旨、規定するものですが、条文整理のため新たに第23条第2項に規定することから削除するものです。

4-8、4-9ページをお開きください。

第23条第1項は、扶養手当、住居手当等の規定は再任用職員には適用しない旨、規定するものです。

第2項は、先ほど第20条で説明いたしましたとおり、条文整理のため新たに設けるものです。

第24条は、再任用短時間職員等を除く非常勤職員等の給与については、基準を定め支給する旨を規定するものです。

改正前の第25条では、単純労務職員の給与の種類及び基準を規定しておりましたが、当組合では該当する職員が在職しておらず、また今後とも採用する予定はないことから本条を削除するものです。

次に、4-8ページから4-15ページにかけて、行政職給料表及び消防職給料表を記載しておりますが、このうち4-11ページ下段に、行政職給料表の適用を受ける再任用職員の給料月額を、4-15ページ下段に、消防職給料表の適用を受ける再任用職員の給料月額を規定するものです。

次に、第2条宮古地区広域行政組合職員の定年等に関する条例（昭和59年宮古地区広域消防等組合条例第3号）の改正内容についてご説明いたしますので、4-16、4-17ページをお開きください。

改正の主な内容でございますが、改正前の第5条において、定年退職者の再任用に必要な要件、任期、更新後の任期の末日等を規定しておりましたが、今回宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例を制定することから、第5条を削除するとともに所要の整備を行うものです。

次に、第3条宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮古地区広域行政組合条例第1号）の改正内容についてご説明いたしますので、4-17ページをご覧ください。

改正の主な内容でございますが、要件を備えた非常勤職員について、原則として子が1歳まで、特に必要と認められる場合は最長で1歳6カ月まで育児休業を取得できるようにするものです。また、再任用短時間勤務職員が部分休業を取得できるほか、要件を備えた非常勤職員の子が3歳に達するまで、最長で1日2時間の部分休業を取得することができるようにするものです。

第2条第3号は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である者など、育児休業することができない非常勤職員について規定するものでございます。

4-18、4-19ページをお開き願います。

第2条の2は、非常勤職員の配偶者が育児休業している場合でも育児休業を取得することなど、非常勤職員の子の養育の事情により、子が1歳から最長で1歳6カ月に達

するまで育児休業を取得できる場合について規定するものでございます。

4-20、4-21ページをお開き願います。

第3条第6号、第7号は、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる特別な事情について規定するものでございます。

第17条は任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である者など、部分休業することができない再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員について規定するものでございます。

第18条第1項から4-22ページの第3項までは、部分休業の承認時間が1日の勤務時間の始め、または終わりの時間など取得可能な形態と時間数について定めたものでございます。

次に、第4条宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮古地区広域行政組合条例第1号）の改正内容についてご説明いたしますので、4-22、4-23ページをご覧ください。

第2条第3項は、再任用短時間勤務職員の勤務時間を規定するものでございます。

第3条第1項及び第2項は、再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを規定するとともに字句を整理するものです。

第4条第2項は、公務の運営上、必要がある場合の再任用短時間勤務職員の週休日の割り振りを規定するものです。

4-24、4-25ページをお開きください。

第7条は、任命権者が再任用勤務職員も含めた職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずる際の要件等について明示するものです。

第11条は、再任用短時間勤務職員等の年次休暇を規定するものです。

4-26、4-27ページをお開きください。

第12条第2項は、職員の病気休暇の期間は規則で定める旨を明示するものです。

第13条は、特別休暇について規定しているもので、条文を整理するものです。

附則として、本条例は平成26年4月1日から施行するものです。

以上が、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の内容でございます。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年10月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴い、関係条例を改正するとともに所要の整備をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 1点確認をさせていただきます。

この定数、再雇用された方は定数管理上の職員となるのか、この点をお伺いします。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） そのとおりでございます。

○議長（茂市敏之君） 坂本議員。

○1番（坂本 昇君） それで、その定数管理上の職員となったときにこの条例を出すときに論議されたかどうかというのを確認をさせていただきたいんですが、実はこの雇用の状態がとても厳しい中で、定数管理の中でこの再雇用した人が公務として1人、そこに落ちつかれると。そうすると、その人が仮にいなければ新卒の方が1人、枠としてそこをもらえるかもしれないという条件もあるわけなんですけど、何せ25年以上お勤めになったということになると、それなりの知識とか経験とか技術があらわれて、再就職するときもとても条件のいい状態にもあると思います。ただ、60歳ですから高齢でもあるんですけども。ただ、こちらの今度は新卒の人は大学終わったばかりでノウハウもまだ何もわからない、学力だけで社会に挑戦しなきゃないというふうなところもある中で、そのところのこのバランスというか、そういうふうなことを論じながら、やっぱりどうしても年金までのこの3年5年の間はこの方法でなければならなかったというところに落ちついたのかどうか、そこについてお伺いします。

○議長（茂市敏之君） 田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） この条例につきましては、地方公務員法の規定がございます。それから、国家公務員については内閣の中で雇用と年金の接続についてということで内閣でも承認されたと、それから、地方公務員につきましては総務副大臣通知があったということで、そういうことを踏まえて条例を制定したものでございます。なお、条例上の定数につきましては事務局、消防とも定数には相当の余裕があるということでございます。いずれ新規雇用についてもこれは大事なことでございますので、いわゆる再雇用制度の運用を検証しながら、その新規雇用の部分についても支障のないように検討していきたいというふうに考えております。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案どおり可決されました。

◎議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第9、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 議案集の5－1ページをお開き願います。

議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてご説明をいたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び宮古地区広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、消防ポンプ自動車1台、3,137万4,000円であります。

取得の方法は、買入れであります。

契約の相手方の住所は仙台市青葉区一番町1丁目10番36号、名称は日本機械工業株式会社仙台営業所、所長、佐藤和彦。

平成25年10月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

提案理由であります、消防活動の用に供する消防ポンプ自動車を買入れしようとするものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

入札につきましては、去る9月13日に指名登録業者であります有限会社佐々木ボディ、ジーエムいちばら工業株式会社仙台営業所、日本ドライケミカル株式会社東北支店、日本機械工業株式会社仙台営業所、株式会社モリタ仙台支店の5社による指名競争入札を行い、その結果、日本機械工業株式会社仙台営業所が落札したものであります。9月17日に仮契約を行い、納期は平成26年3月31日と定めております。この車両は宮古市の全額負担でございます。

5－2、5－3ページに概要と概要図を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

よろしくご審議をお願いをいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○1番（坂本 昇君） 4,000ccの車が3,100万円となれば結構の相当の整備が整った車かと思うんですが、これの特徴的な部分と、それから予定価格は幾らだったのか、この2点お伺いします。

○議長（茂市敏之君） 野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 予定価格でございますけれども、3,199万3,500円、これは公表しております。予定価格はこのとおりでございます。

特徴については、次長のほうからご説明をいたします。

○議長（茂市敏之君） 及川消防次長。

○消防次長兼消防課長（及川 誠君） 特徴でございますけれども、5－2ページにありますように安全装置、ABS、LSD、坂道発進補助装置、あと、当然エアバック付き

でございます。それから、装置及び積載器具ということで自動揚水装置、これは自動的に水を吸い上げるということでございます。あとはホースレイヤー、これは電動ホースレイヤーといって、人が乗用して電動で走ると、ホースを積んで、そういうものでございます。あとは、梯子積載装置ということで三連梯子を積載する予定でございます。それから、これにはございませんけれども、オールシャッターで、これはさびに強いということ、どうしても計器とかいろんなのがさびやすいもので、それで今回初めてオールシャッターを取り入れたものでございます。

以上でございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（茂市敏之君） 日程第10、議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明いたします。

岩手県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、組織する団体の協議により行うこととなっておりますが、その協議に際しては組織する団体の議会の議決を得ることとなっております。

規約変更の内容についてご説明いたしますので、6－2ページをご覧ください。

岩手県市町村総合事務組合規約のうち、別表第1及び別表第2中の「雫石・滝沢環境組合」を「滝沢・雫石環境組合」に改めるものでございます。

別表第1は組合を組織する一部事務組合等を示すもので、別表第2は共同処理する事務ごとに共同処理する団体を示すものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成26年1月1日から施行するものです。

以上が議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての内容です。

議案の朗読は省略いたします。

平成25年10月21日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

理由、平成26年1月1日から雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称変更することについて、協議を行おうとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案どおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（茂市敏之君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

平成25年度の議会議員行政視察の実施についてです。

目的につきましては、宮古地区広域行政組合における消防行政の推進に資するため、行政視察を実施するものです。

日程につきましては、平成25年11月13日水曜日から11月15日金曜日の3日間です。

視察場所ですが、宮城県の仙南地域広域行政事務組合、山形県の酒田地区広域行政組合消防本部の2カ所です。

派遣しようとする議員は11名です。

以上、宮古地区広域行政組合議会会議規則第44条により、お諮りするものです。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちにお諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の処置につきましては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは議長一任とすることに決しました。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成25年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂市 敏之

署 名 議 員 山崎 泰昌

署 名 議 員 小松山 久男